

固定資産税の課税誤りについて

固定資産税について、所有者でない方に対して過去1.4年間にわたり固定資産税を課税していたことが判明しましたので、報告いたします。

1. 概要

所有していない家屋の固定資産税がかかっているとして、市民から問い合わせがあり、調査したところ、誤って他人の家屋の固定資産税を課税していることが判明しました。

2. 原因

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税するため、前年中に法務局で登記のあった名義異動等を課税台帳に反映させていますが、本件は、平成19年中に売買のあった家屋一棟の所有権移転の処理をした際、同一所有者の売買されていない家屋二棟も誤って移転処理したことにより、所有者でない方に課税していたものです。

3. 金額

【 返 還 】

期 間 平成20年度～令和3年度（14年間）

金 額 7,001,000円

本税 6,012,800円

還付加算金 988,200円

【 納 付 】

金 額 1,928,000円（地方税法により5年間分のみ遡及）

※対象者には、速やかにお詫びし、返還並びに納付の了解をいただいております。

4. 再発防止について

現在は、データ異動した内容をリストアップし、法務局のデータと突合することにより、新たな課税誤りの発生を防止しています。

令和4年度課税事務を進めるにあたりましては、課税誤りが生じないよう細心の注意を払い事務を進めております。

【お問い合わせ先】

税務課（内線1280）日下部

☎0773-66-1027、FAX0773-63-9231

E-Mail: zeimu@city.maizuru.lg.jp